

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 5 月 31 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2018～2022

課題番号：18H00793

研究課題名(和文) 農地の法的社会的管理システムの比較研究

研究課題名(英文) Comparative study of legal and social management systems for agricultural land.

研究代表者

棚澤 能生 (Kurumisawa, Yoshiki)

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：40139499

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 9,390,000円

研究成果の概要(和文)：農地利用の持続可能性は、農業の自然循環機能を活性化し、土壌自身の生産力を高めることで達成されるが、これを支える農地所有の在り方を、経営と、労働と、農地に対する権利が分離せず、三位一体として構成されることに求め、この基準を尺度として、ドイツ、中国、日本における農地所有の実態を解明した。

その結果、ドイツではシェアディールの方法で、農外企業による農地取得が進み、中国では請負経営権から経営権を分離し、その流動化を目指す政策展開がなされ、日本でも賃借権の流動化による経営規模拡大とスマート農業が導入され、どの国でも農業の工業化が志向されていることが分かった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

農地の持続可能な利用を確立するには、農地の近傍に居住する農業者が、土壌の状況や、天候変化等を常に把握しつつ、アドリブ的に営農判断をし、労働にも自ら従事することを通じて地力を維持しつつ生産することが求められる。しかしドイツ、中国、日本での政策展開は、農外企業による大規模経営と農業の工業化を志向するものであり、これを可能としているのが、農地に対する権利の流動化を進める農地政策であることを明らかにした。本研究は、こうした動向を農地の持続可能な利用を阻害するものとしてとらえ、そうではない地力維持を保障する農地所有の在り方を社会に提起するものである。

研究成果の概要(英文)：The sustainability of agricultural land use is achieved by activating the natural cycle function of agriculture and increasing the productive capacity of the soil itself, and the way of ownership of agricultural land to support this is sought to be a triune structure where (1) management, (2) labour and (3) rights to agricultural land are not separated, and this criterion is used as a yardstick to elucidate the actual state of agricultural land ownership in Germany, China and Japan.

As a result, it was found that in Germany, the acquisition of farmland by off-farm companies is progressing by way of share deals, in China, policy development is aimed at the separation of management rights from membership=contract management rights and their liquidation, in Japan, the expansion of management scale through liquidation of leasehold rights and the introduction of smart agriculture, and in all countries, industrialisation of agriculture is being oriented.

研究分野：法社会学、農業法

 キーワード：物質代謝 持続可能性 農地取引規制 シェアディール規制 農地の持続可能な利用 三権分置 耕作  
者主義 農地の集団的自主管理

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

21世紀社会の最大の課題の一つは、産業社会から持続可能社会へ迅速に移行することにより、気候変動等、人類が直面する差し迫った危機を回避することである。この持続可能社会への大転換に、法・法学はいかに寄与することが可能か、寄与すべきかという問題意識から研究を進めてきた。

人類が直面するあらゆる危機の根源を一体どこに認めるべきか。この問いに対して社会科学が与えている回答は、人間と自然との物質代謝の攪乱に他ならない。そしてこの攪乱をもたらす主要原因が、剰余価値の増大を自己目的として追求する中で終わりなき熾烈な競争を繰り広げる資本主義的生産様式と、それを支える帝国型消費・生活様式のうちにあることも明らかにされている。

自由な意志主体から出発して体系化された近代法は、資本主義の発展を通じて変容し、その生産・流通・消費・生活様式を支える法的インフラストラクチャーと化し、物質代謝の攪乱に手を貸すことになった。これを脱構築し、近代市民法の理念に立ち戻りこれを検証する中で、物質代謝を正常な軌道に乗せる持続可能社会に適合的な法体系を再建することが、現代の法学の課題ではないか。

### 2. 研究の目的

本研究は、以上のような課題意識の下に、持続可能社会に適合的な農地利用・所有の在り方とその法制度化を、比較法を通じて考察しようとするものである。社会の大転換といっても、それは転換前の社会との断絶を意味しない。転換の手がかりは、転換前の社会の中にしか見出すことができないのであり、そこに歴史を学ぶ意味もある。農地は人間の労働生産物と同様に商品化される歴史を持つが、他方で他の商品と同等には扱えないものとして制度化されてきた。農地に対する所有と利用は、市場競争原理には適合しないことが長い年月をかけて学ばれてきたのである。これは持続可能社会に適合的な所有概念へと繋がる歴史的蓄積に他ならない。農地法制は、今日の所有権概念一般を転換するうえで大きなヒントとなる法制度ということができるだろう。

ところがグローバル市場至上主義経済の席卷と、これを支援する経済政策の貫徹により、この歴史のベクトルが逆向きにされる傾向が観察される。ドイツでは農林地取引を規制する法律の欠缺を突いて、農業会社の持分権を取得することにより、農業とは関係のないグローバルコンツェルンが農地を集積し始めた。日本と中国では、農業の生産性向上のための農業経営の規模拡大が課題とされ、特に生産効率性の向上に長けた一般企業法人の農業参入を容易にすべく、農地取引規制の改廃、緩和が法政策的課題とされている。こうした状況を比較、分析しつつ、持続可能な農地の所有・利用形態を展望することが、本研究の目的である。

また労働生産物ではない土地の商品化が、市場経済のグローバル化の下で従来のレベルを超えて進行することにより、地域で長年生産に従事し生活してきた人々と、自然を構成する土地との持続的関係性が切断され、自然の中に有機的に位置づけられた人々の生活空間(農村社会)が破壊されつつある。

このような現象を生じさせている一因が、近代的土地所有権の抽象的観念的構成にあるのではないかという学術的問いから出発し、この観点からドイツ、日本、中国における農地取引の実態とそれへの法的対応を比較研究し、土地所有権の新たな概念構成の可能性を展望することが、本研究の第二の目的である。

### 3. 研究の方法

ドイツ、日本、中国の農地取引の実態とこれに対する各国の法的対応を法社会学の観点から比較分析する。世代を超えて定住し生産に携わる農民が、農村社会を持続的に形成維持してきたメカニズムが崩壊する危機に直面している。ドイツにおいては、農林地取引規制法による農地取引規制にもかかわらず、近年農外コンツェルンによる農地集積が進む傾向が特に東部で顕著であり、農林地取引法のルネッサンスといわれるほど関心が集まっている。なぜ規制法が存在するのに、一般企業へ農地が集積しているのか、調査研究を行う。

他方中国では、農地の所有主体である農民集団が農地管理の主体として機能すべき制度的仕組みが存在する。それにもかかわらず主要な労働力が農民工として年間を通じて都市へ出稼ぎに出ることにより、農村の空洞化が進行し、深刻な問題となっている。また日本でも経営の規模拡大という国策の方向で農地の流動化が課題とされ、農外企業による農地取得を阻害している規制の撤廃が声高に主張されている。市場経済のグローバル化により国家的法規制が後退する中で、農地の商品化が進行する市場社会と、これを外から規制する国家との狭間で機能する、各種の社会的中間団体による農地維持管理機能に注目しながら調査研究を進める。

### 4. 研究成果

従来ドイツの農地政策は、地域に根差した農民経営の存立を確保することに主眼を置いてきた。それを実現するための手段として農林地取引法があり、同法は農林地取引を行政の許可の下に置くことによって、政府が目指す農業構造の改善に矛盾する取引を排除してきた。しかし特に

東部ドイツを中心として、大規模な法人経営が数を増し、さらには農外コンツェルンによる農地市場の支配や、農地の直接取得ではない、企業の持分取得（シェアディール）による土地の間接取得を通じて農林地取引規制を回避するといった状況が出現し、農林地取引法の実効性、正当性が揺らぐ事態となっている。巨大コンツェルンによる土地取得を通じた農業構造の大変動が、持続可能な農業、農村社会の存立を脅かす懸念が生じている。

2006年の連邦制改革により農林地取引法の立法権限が各州の管轄となったことで、各州が独自の農林地取引法を立法することが想定されたが、現在なお一州だけが独自の法を持つに過ぎない。連邦農林地取引法による規制は、憲法による所有権保障の下での土地市場における取引の自由との関係で、いかに評価されるかという憲法上の複雑な問題を抱えつつ実務が展開されてきた。これにEU法による取引の自由、域内外国人に対する差別の禁止等の論点が付け加わる。このように連邦レベルで積み重ねられてきた複雑で繊細な論点を含む問題領域での立法は容易でないことに加え、農林地取引法の機能不全をどう改善するかという新たな挑戦が突き付けられてもいる。こうした事態に各州は独自の立法に躊躇を示しているという現状がある。しかしその中であって、シェアディールのような手法で土地を集積する活動をいかに規制するかの問題に立ち向かおうとする州もある。Sachsen, Sachsen-Anhalt, Mecklenburg-Vorpommern, Niedersachsen, Brandenburgの諸州である。これらの州は、農業部門における会社の増大により、従来の農林地取引法が有効でないことを認識し、対応方法を考案している。例えば農林地を所有する企業の持分取得に対する官庁の同意制度を導入しようという州草案の立案をあげることができる。しかしこの制度は、必ずしも有効性を持たないと評価されている。これによって持分取得の実行を阻止するには、会社法の改正を通じて「投資」を許可留保のもとに置くことだが、会社法は連邦権限であり、州は規制権限を持たないからだ。「投資」に制約をかけることに対しては、EUの資本取引の自由も立ちはだかる。シェアディールの規制は立法者にとっても研究者にとっても、困難で時間がかかる問題である。ドイツの農林地取引法制が以上のような問題を目下抱えていることを明らかにすることができた。

これに対して日本の農地法制は、農業生産法人制度（農地所有適確法人）を備えてきた。これにより農外企業の農地所有適確法人への出資割合が規制されているので、ドイツのような問題は生じない。日本の農地法制の優位性を語る事が可能である。ところが政府は、農地所有適格法人の出資規制の緩和特例を設ける法案を国会に提出しようとしている。資本力の強い企業が農地所有適格法人の買収を進め、間接的に農地を支配下に置く道が開かれることになる。ドイツとの比較法研究の成果が生かされなければならない。

中国では、請負経営権が請負権と経営権に分けられ後者の流動化が推進されることになった。ここにおいて構成員農家は日本でいう土地持ち非農家化し、請負権も実質的には経営権の対価・地代・配当取得権を内容とするものに転化する。経営権の取得者としては、集団の構成員である規模拡大志向家族経営よりも、次第に集団外部の農民専業合作社や竜頭企業といった大規模経営体が増加する傾向にあり、農業の工業化が進展することが予想される。そうすると資本力に差のある企業体が経営権を集積し、経営と労働と権利主体が一体である家族経営はますます減少していくこととなる。地域に居住する農家と農地との長期的な関係形成の中で、土壌循環を活性化させ地力の増進を図ることを通じて農業の持続可能性の確保を目指し、併せて農業の多面的機能の発揮を図る。こうした観点は三権分置政策の中にも、これをめぐる学術的議論の中にも見出すことができない。

日本では地域に於ける農地の自主管理の動きが多様な形をとって展開されている。特に条件不利地域である里地里山、山林での農林地の持続的維持管理の社会的取り組みを、調査を通じて把握することに努めた。原発の事故の影響を直接被った二本松市東和地区では、「ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会」が多様な活動を通じて、地域資源循環型のふるさとづくりを目指している。一つの成功例だが、その一つの要因は、中山間地域直接支払制度、多面的機能支払制度の交付金、指定棚田地域認定等の、国の支援制度を有効に活用している点が挙げられよう。また田村市市民の任意団体である「あぶくま山の暮らし研究所」が、放射能の影響で壊滅的な影響を被ったシイタケ原木生産の代わりに、百年の森づくりを展望して、生物多様性や景観を含む文化的価値の再評価の必要、山に限定せず、田畑や宅地を含めた地域資源管理の在り方の検討、地域資源管理の責任を森林所有者に押し付けず、山に根差して暮らす地域の生活者も当事者として、地域資源管理のあり方を検討、住民が地域資源管理のあり方を提示し、必要な経費を東電と国に求める、といった活動をしていることが注目される。

気候危機をもたらした原因は、自然に対する人間の関係の変化のうちにある。この関係行為を、所有として捉えたK.マルクスは、私的所有に基づく資本主義的生産・流通・消費のメカニズムのうち、人類と自然との物質代謝を攪乱する構造的要因があることを論じた。このマルクスの省察に立ち返って、持続可能社会への転換を所有論の視角から考察する研究に従事した。持続可能社会に適合的な所有の在り方への転換を、マルクスが資本論で展望した「個体的所有の再建」論の脈絡の中で考え、「個体的社会的所有」として概念化することを試みた。実定法上の農地所有権（農地法上の個体的権利規定と、農業経営基盤強化促進法上の農地の集団的自主管理制度）は、この概念に親和的であることを論証した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 3件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 糊澤 能生	4. 巻 6
2. 論文標題 「個体的社会的所有」覚書	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法と社会研究	6. 最初と最後の頁 3-32
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 糊澤 能生	4. 巻 35 (6)
2. 論文標題 農地請負経営権の「三権分置」をめぐる到達点 - 日本法との比較もふまえて	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本不動産学会誌 35 (6)	6. 最初と最後の頁 32 -36
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高村 学人	4. 巻 638
2. 論文標題 所有の排他性と過少利用問題 - 権利の束としての所有権	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 地域開発	6. 最初と最後の頁 14 -17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高村学人・山下詠子	4. 巻 46
2. 論文標題 入会林野整備の実績と新たな政策動向に関する全都道府県アンケートの集計結果46号1-30頁	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 立命館大学政策科学会RSPSPディスカッションペーパー	6. 最初と最後の頁 1-30
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 糊澤 能生	4. 巻 94-4
2. 論文標題 持続可能な土地市場政策・法への模索(上)ドイツにおける農業構造の変動と農林地取引法の動揺	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 267-296
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 糊澤 能生	4. 巻 95-3
2. 論文標題 持続可能な土地市場政策・法への模索(下)ドイツにおける農業構造の変動と農林地取引法の動揺	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 291-336
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 糊澤 能生	4. 巻 40
2. 論文標題 「農民らしい農業」が立脚点 : ドイツの農民団体AbLとは (進む 再小農化)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊 地域	6. 最初と最後の頁 70-73
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Christian Busse	4. 巻 94巻2号
2. 論文標題 ドイツにおける農林地取引法制 史的概観と今日の議論状況	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 225 - 246
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Gakuto TAKAMURA
2. 発表標題 Why do geographic and social conditions of undivided common property forests matter? : Contextualizing a Japanese case within the international commons research", September 13-17, 2021.
3. 学会等名 International Association of the Study of the Commons 2021, Forest Commons Virtual Conference (国際学会)
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 糊澤 能生 共著	4. 発行年 2020年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 318
3. 書名 持続可能な世界への法	

1. 著者名 糊澤能生、文元春 共編著	4. 発行年 2023年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 457
3. 書名 持続可能な農地利用のための農地法制の比較研究 ドイツ・中国・日本	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	岩崎 由美子  (Iwasaki Yumiko)  (80302313)	福島大学・行政政策学類・教授    (11601)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	高村 学人  (Takamura Gakuto)  (80302785)	立命館大学・政策科学部・教授    (34315)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
ドイツ	ゲッチンゲン大学農業法研究所			
中国	広東外語外貿大学中国土地法制 研究院			